「高槻市感染症予防計画」(素案)に対する パブリックコメントの実施結果について

1 実施概要

- (1)募集期間 令和6年1月17日(水)から令和6年2月16日(金)まで
- (2)募集方法 持参、郵送、FAX、市ホームページ
- (3)閲覧場所 保健予防課、行政資料コーナー、各支所、市立各公民館、 各コミュニティセンター、及び市ホームページ ※保健予防課、行政資料コーナー、各支所には点字版も配架

2 実施結果

(1)意見者数 個人:2人、団体:1団体

(2) 意見件数 11件(郵送:2件、FAX:7件、簡易電子申込:2件)

(3)意見内容

項目	件数
第一章 計画の概要	1件
第二章 感染症対策の指針の基本的な考え方	4件
第三章 各論	6件
合計	11件

3 提出意見に対する市の対応

別紙のとおり

「高槻市感染症予防計画」(素案) に寄せられたご意見と本市の考え方及び対応

No.	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
1	第	1	2 計画の位置	広報誌への掲載や市民向け(住民向け)の説明会を行って	ご意見として承り、本計画を推進していくにあた	原案どおり
	<u> </u>		づけ	ください。	り、参考にさせていただきます。	
	章					
2	第	3	1 事前対応型	予防内容及び全体的な予防計画の発表と進捗状況の公表が	本計画は、策定後に市ホームページ等で公表する	原案どおり
	_		行政の構築	必要ではないか。	予定です。	
	章				本計画に関する進行管理については、大阪府が設	
					置する都道府県連携協議会において進捗管理を行	
					い、公表される予定です。	
3	第	3	2 市民等一人	①市民等へどこでどのくらいの情報を公表するのか明記して	①市民等への情報の公表については、本計画の第三	原案どおり
	_		ひとりに対する	はどうか。	章各論第1の1(1)及び2(1)に記載しており	
	章		感染症の予防及	②医療提供体制の充実とは具体的に何をどうするのか説明し	ます。	
			び治療に重点を	てほしい。	②医療提供体制の確保については、本計画の第三章	
			置いた対策		各論第4に記載しております。	
4	第	3	3 人権の尊重	①患者の通院、入院等にかかる費用も心配事と思うがどの様	①入院勧告または入院の措置を実施した場合、市	原案どおり
	_		4 情報公開と	に援助するのか。	は、感染症法第 37 条に基づき、医療に要する費用	
	章		個人情報の保護	②人権の尊重が一番と思うがどこまで公表するのか。	を負担することとなっております。	
					②感染症患者等の人権の尊重と情報の公表につい	
					ては、本計画の第三章各論第1の2(1)及び第12	
					(2) に記載しております。	
5	第	3	5 健康危機管	・どこの部署が担当、誰が責任者か明記してはどうか。	第二章については、基本的な考え方を記載してお	原案どおり
	_	•	理の観点に立っ	・各役割の取組をもう少しわかりやすく説明して下さい。	り、詳細の取組や主体となる担当については、第三	
	章	4	た迅速かつ的確		章各論に記載しております。	
			な対応			
			6 実施機関等			
			の役割			

6	第	7	第1	9ページの最終段落に以下のとおり、「(4) その他」を追	感染症法に基づく特定病原体等の所持施設の管	原案どおり
	三	~	1 感染症の発	加することを提案します。	 理監督業務につきましては、厚生労働省または近畿	
	章	9	生の予防のため		厚生局が行うこととなっております。	
			の施策に関する	(4) その他		
			事項	医薬品開発等のため感染症の病原体を取り扱う施設におい		
				ては、地震・浸水等の災害発生時においても病原体が施設外		
				に漏洩しないように予防措置を講じるように指導します。市		
				においては、その予防措置の妥当性を確認します。		
7	第	7	第1 1	①「ア 情報の収集、分析及び公表」について	①③市民等への情報の公表については、本計画の第	原案どおり
	三	•	(1) 感染症発	その都度どこでどの様な病原体が発生したのかを市民に早	三章各論第1の1(1)及び2(1)に記載してお	
	章	8	生動向調査	急に公表。病原体の収集分析の結果の公表も必要と思われる。	ります。	
				②「イ 感染症の届出の周知徹底等」について	②電磁的方法とは、厚生労働省が運用するシステム	
				・電磁的方法とはどの様にするのか。	等が該当します。電磁的方法の届出ができない医療	
				・感染症の所見がある者、電磁的報告が出来ない場合の処置	機関については、文書等による届出を受付しており	
				はどうするのか。	ます。	
				・費用の問題で防止措置が出来ない場合の対処方法は。	また、本計画は「大阪府感染症予防計画」に即し	
				・二類、三類、四類、五類感染症とはどの様なものなのか明	て作成しており、当該計画との整合性を図るため、	
				記してはどうか。また、どの様な症状が出るのか教えてほし	感染症法に定義されている感染症の詳細について	
				Ų,°	は記載しておりません。	
				③「ウ 定点医療機関(指定届出機関)及び病原体の提出医	④感染症法に基づき、獣医師による届出があった場	
				療機関等(指定提出機関)の確保等」について	合に調査等を行います。	
				定期的に感染症の発生状況を公表してはどうか。		
				④「エ その他」について		
				動物がいる全てが調査を実施するのか。		

8	第	8	第1 1	①「ア 食品衛生部門との連携」について	関係法令に基づき、必要に応じて適切に対応して	原案どおり
	=	•	(2) 感染症対	どれくらいの期間で検査を実施 (定期的に実施) するのか。	まいります。	
	章	9	策部門と各関係	検査結果の公表が必要、および対策等。		
			部門及び機関と	②「イ 環境衛生部門との連携」について		
			の連携	どこで何時、感染症予防のため駆除を実施するのか知らせ		
				てはどうか。過剰な消毒駆除とはどれくらいの頻度で実施す		
				るのか。		
				③「オ 関係機関及び関係団体との連携」について		
				感染症の予防とは具体的にどの様に行うのか。		
9	第	1 0	第1	①「(1) 患者情報等の公表」について	①②市民等への情報の公表については、本計画の第	原案どおり
	=======================================	~	2 感染症のま	名前は非公開にして患者の情報は公開しても良いのではな	三章各論第1の1(1)及び2(1)に記載してお	
	章	1 2	ん延の防止のた	したが。	ります。	
			めの施策に関す	②「(2)ア 積極的疫学調査の実施」について	③感染症の診査に関する協議会については、感染症	
			る事項	・国内で発生していない感染症とはどの様な症状が出るのか	法第24条の規定に従い、委員を任命しております。	
				公表してほしい。	④健康診断については、感染症法第 17 条に基づき	
				・動物が人に感染させたらどの様な症状が出るのか。	対応しております。	
				③「(3)ア 健康診断等における手続等」について	⑤就業制限に関して、感染症法に基づく経済的な補	
				協議会委員の任命に当たって本当に適正か審査する必要が	償はありません。	
				あるのではないか。	⑥入院勧告または入院の措置を実施した場合、市	
				④「(3) ウ 健康診断」について	は、感染症法第 37 条に基づき、医療に要する費用	
				なぜ健康診断を受けるのかを詳しく説明してはどうか。ど	を負担することとなっております。	
				こまで診断してくれるのか説明が必要ではないか。		
				⑤「(3) エ 就業制限」について		
				対象者は有給なのか、無給なのか明記してほしい。		
				⑥「(3) オ 入院勧告」について		
				入院費用等の問題はどうするのか。(資金不足等)		

1 0	第	2 7	第6 宿泊施設	「要支援・要介護高齢者対応施設の整備」だけでなく、難	ご意見として承り、大阪府と連携して、本計画を	原案どおり
	三		の確保に関する	病、障がい者対応施設についてもご検討ください。	推進していくにあたり、参考にさせていただきま	
	章		事項	コロナ禍では、ご本人の感染だけでなく、介護する家族が	す。	
				感染し入院され、濃厚接触の高齢者、障がい児者が家に残さ		
				れるケースが多発しました。本人対応施設、感染症発症の可		
				能性の高い高齢者、障がい児者、乳幼児の宿泊施設も必要と		
				考えます。		
1 1	第	3 6	第13	「その際、保健所を拠点として、迅速な医療機関の確保、	保健所の建物が被災し拠点として機能しない場	原案どおり
	三		(2)災害防疫	防疫活動、保健活動等を実施します。」との記載がありますが、	合は、その他公共施設等に保健所の機能を移して対	
	章			保健所は淀川氾濫時に3~5mの浸水が想定される場所にあ	応を行うものと考えております。	
				り、保健所が被災して機能しない場合の対応についても言及		
				しておくべきと思います。以下に、追記案を示します。		
				なお保健所が被災し拠点として機能しない場合は、市の災		
				害対策本部が代行します。		